



JAPAN国際教育学院

寮 則

寮生はお互いを尊重し合い、日本での共同生活が円滑に行えるよう、以下の寮規則に従って秩序ある生活をしなければならない。寮生は寮監の指示には速やかに従うこと。寮則を守れない場合、学校から厳しい処分を受けることになります。

第1条 寮生活

1. 学習中心の生活を妨げないように、みだりに他の学生の部屋に出入りしてはならない。
2. 大声を出したりして騒いだりするなど他人の迷惑になる行為は厳に慎むこと。
3. たばこは指定喫煙場所で吸うことを徹底すること。部屋は禁煙とする。
4. 寮内は禁酒とする。
5. 音楽や楽器の音量は、低音量で、他人に迷惑を掛けないようにしなければならない。
6. ゴミ類は可燃物、ペットボトル、不燃物に分類し、指定された場所に出さなければならない。隣の民家、公共の公園、河川にゴミを放棄してはならない。
6. 決められたゴミ置き場以外にゴミを放置してはならない。
7. ①寮内の備品などを損傷、紛失した場合は、賠償の責任を負わなければならない。
②寮内の什器、備品の最終的な点検は管理責任者の寮監とする。
8. 食事は食堂ですること。
9. 各自決められた靴箱を使用すること。玄関、空いている所に置いてはいけない。スリッパについては下駄箱に整理整頓して入れること。
注意を受けても改善されない場合は、処分する。
10. 部屋から出る場合は、必ず鍵をかけ、照明関係、ポット等のスイッチの確認など、火災予防に心がけること。
11. 自転車は指定された場所以外に駐輪してはならない。玄関、駐輪場入り口の近辺に放置してはならない。指定場所以外の駐輪自転車にはロックを掛けます。
寮規則に沿って処罰する。
12. 洗濯機、乾燥機の使用は深夜、早朝（午前0時から7時）は避けること。
洗濯物を長時間放置してはならない。紛失した場合は責任は負わない。
13. 電話の取次ぎは午前8時から午後8時までとする。1回5分以内とする。
又家族からの緊急連絡先以外に寮の電話番号を使用しないこと。
14. 欠席、遅刻をする場合はまず寮監に相談する。午前の授業の学生は朝8時30分～9時まで、午後の授業の学生は午後12時30分～1時まで担任又は学院に、



電話連絡すること。その後、届出を出さなければならない。

15. 自己の所有物（貴重品、自転車、自転車の付属品など）は自分たちの責任とする。
万が一、盗難、破損などの被害にあった場合、学院は責任を負わない。
16. 毎日、寮監が夜12時頃巡回チェックする。
17. 管理上異常があった場合は第三者立会いのもと部屋に立ち入る場合がある。

第2条 部屋の使用について

1. 2人部屋使用の場合、勝手に部屋を替わってはいけない。一旦決まった相手を個人の都合で変更することは出来ない。
変更を希望する場合は同室の学生と一緒に学生管理部に来て相談する。
2. 2人部屋料金を支払っている者は、学院の都合以外は必ず2人で部屋を使用しなければならない。但し、2人部屋希望で1人で部屋に住んでいる場合は2人になるまでは水道光熱費は1人部屋相当の料金を支払うものとする。
3. ①途中で1人部屋を希望する場合は、理由書を添え学生管理部に移動願いを提出し事務局長に許可を得なければならない。寮費の差額は一括納入とする。
②現在2人部屋で、途中1人になった場合は寮監、学生管理部に届け、2人部屋に移動できる。月末までは2人部屋の寮費を支払うものとする。翌月にはいってからは1人部屋の料金を支払うものとする。2人部屋になった時点からは2人部屋の料金となる。（日割計算とする。）
4. 部屋のドア、室内の壁に画鋏などでポスター類を貼ってはならない。
5. 2人部屋から1人部屋になったからといって備え付けのベッドは分解してはならない。
6. バルコニー（ベランダ）からゴミ、タバコ、空き缶などを投げ捨ててはいけない。
7. 異性の部屋を妄りに訪れてはいけない。著しく風紀を乱す行為を行った場合は退寮処分とする。
8. 室内でのミニガスコンロ、石油ストーブ、電気ストーブ、洗濯機の使用を禁止する。
9. 夜10時～朝7時の間は他の部屋に出入りしてはならない。
10. 部屋の中で生き物（犬・猫など）を飼育してはならない。

第3条 玄関の施錠

1. 寮生は在、不在を「名札の表裏替え」にて示さなければならない。
（緊急避難時の在の確認は命に関わる大事なことである。）



第4条 外部からの訪問者

1. 外部者のロビー以外の寮への立ち入りは一切禁止する。
2. 自分の部屋に学校の許可無く他人を宿泊させてはならない。無断宿泊をさせたことが発覚した場合、宿泊させた者は退寮処分とする。この場合は前納金の返済は一切しない。納入しなければならない費用がある場合は一括納入とする。
3. 寮の訪問者は、受付で名前、訪問先、退室時刻を訪問者受付ノートに記録しなければならない。
4. ①訪問者の面会は一階ロビーですること。訪問者の訪問先の学生の部屋への出入りは禁止。
②面会時間は午前9時から午後8時までとする。

第5条 寮費、水道光熱費及び共益費の支払い。

1. ①翌月の寮費（前家賃）は当月の末日までに支払わなければならない。
②当月の水道高熱費、共益費は翌月の10日までに支払わなければならない。
③学院1階の受付で支払う。封筒にお金を入れて支払う。
その時受付簿に金額、本人の名前を記入する。金額、本人の名前がない場合は支払っていないものとみなす。封筒に受付担当者の捺印をする。必ず捺印を学生は確認しなければならない。
④封筒がない場合は受け付けない。
2. 2ヶ月滞納した場合は退寮勧告を行い、学生管理部で事情を聞く。その際、約束期日に支払いがない場合は退寮処分とする。（継続入寮者も含む）
3. 電気、水道代は使用量に応じて料金が加算される。但し水道代は追加料金を人数で割った料金を集金する。

第6条 退寮

1. 退寮する場合は1ヶ月前に退寮願いを提出すること。退寮届は学生管理部にあります。
尚入国後6ヶ月は原則として退寮できない。
又一度納入された寮費などは一切返還をしない。
2. 退寮する場合、部屋は入室前の原状に復さなければならない。しなかった場合は寮規則違反となり期間更新等の際、条件を満たされないことになる。
3. 退寮日までに自分の所有物は全て搬出し、鍵を返却しなければならない。返却日を退寮日とする。紛失した場合は鍵代として5,000円を弁償しなければならない。
4. 粗大ゴミがある場合は寮監に報告し寮監立会いの下、確認し処理費用は学生個人の負担とする。
5. 6ヶ月以降退寮に伴う寮費の支払いは、月を跨って退寮する場合は寮費は日割とする。



第7条 退寮処分

1. 寮監の指示に従わない者、著しく寮の秩序を乱すものは寮規則に基づいて退寮処分とする。その際決められた日までに、部屋の現状復帰の上退寮しなければならない。
2. 退寮処分になった場合は、寮費などの返還は一切行わない。

第8条 再入寮

1. 一度寮を出て再び入寮することは原則できない。ただし特別な理由によっては認める場合もある。
その場合は入寮申請書を提出しなければならない。入寮費20,000円、設備維持のための使用料20,000円、2ヶ月分の寮費(40,000円)を一括納入しなければ再入寮を認めることはできない。

第9条 定期点検

1. 1ヶ月に一度の割合で各部屋に立ち入り、本人立会いのもと、又は学生課の職員立会いのもと定期点検を実施する。

第10条 外泊・旅行届

1. 外泊や旅行をする時は、1週間前までに外泊・旅行届を学校に提出し、事務局担当者より許可をもらわないと出来ない。もし許可の無い外泊をした学生には厳しい処分をする。